

対日直接投資の阻害要因

平成20年1月30日

内閣府

目次		
I	各種アンケート調査から	2
II	各種報告書等での指摘事項	4
III-1	生産物市場全体の規制指標(OECD)	5
III-2	産業別の規制指標	8
III-3	対内直接投資と生産物市場規制	9
IV-1	クロスボーダーM&Aの推移	10
IV-2	わが国企業のM&A活動の課題	11
V	税制	12

【問題意識】

○規制について

わが国の規制や手続等については、近年改革が進んでいるが、最も改革の進んだ国と比べて改革の余地がなお大きく、対日直接投資を抑制しているのではないか。

○M&Aについて

対日直接投資の多くを占めるクロスボーダーM&A金額は低水準にとどまっており、これが結果的に対日直接投資を小さくしているのではないか。

○税制について

M&Aとの関係を含め、税制上の要因も指摘されてきている。

I 各種アンケート調査から

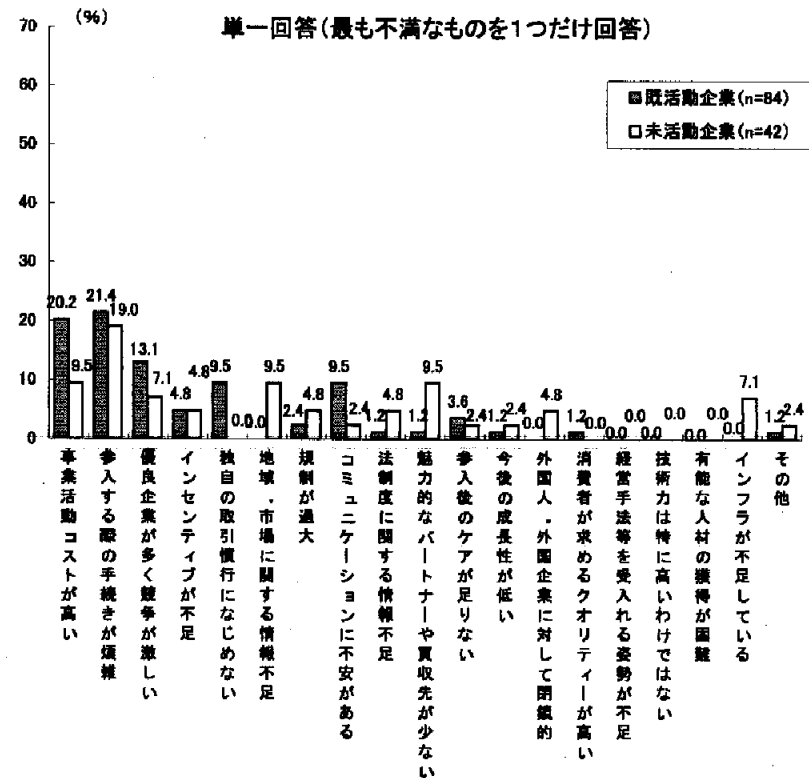
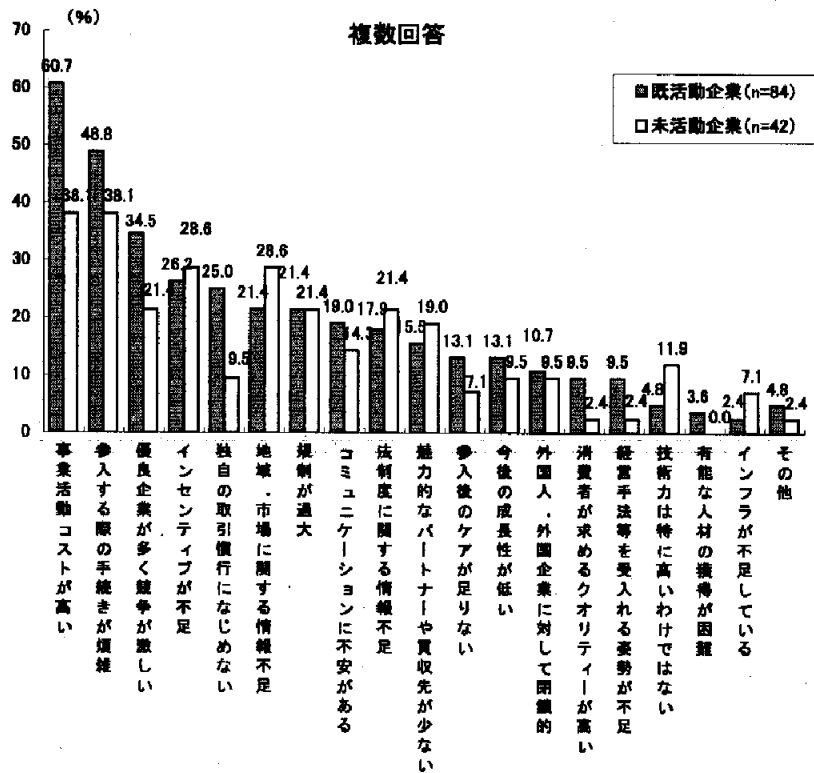
1. 平成16年度内閣府調査 海外企業の日本進出阻害要因に関する調査研究(2005年2月)

○内閣府調査によると、欧米企業の日本での活動に際しての不満点、改善点としては、既活動企業・未活動企業別に差異はあるが、

- ・「事業活動コストが高い」(税金等含む)
- ・「参入する際の手続きが煩雑」
- ・「優良企業が多く競争が激しい」
- ・「インセンティブが不足」
- ・「独自の取引慣行になじめない」
- ・「地域・市場に関する情報不足」
- ・「規制が過大」

といった点が多く指摘されている。

○単一回答(最も不満なもの)では、「参入する際の手続きが煩雑」が最も多く指摘されている。



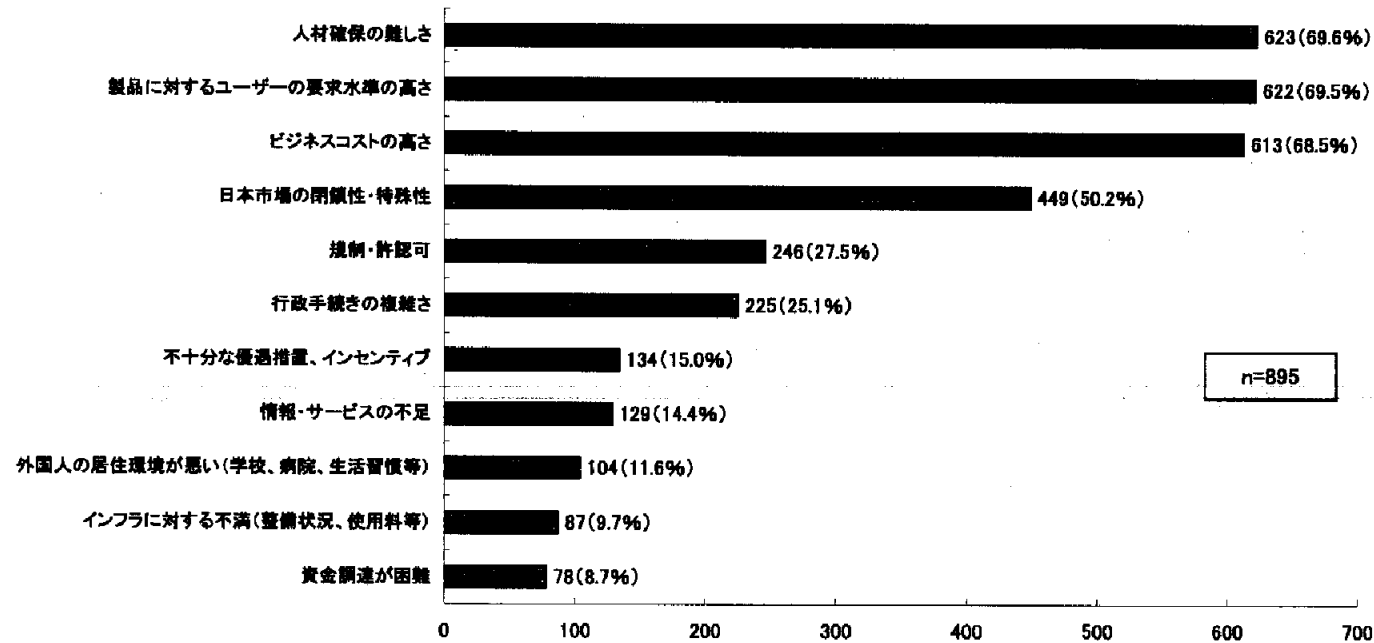
2. 日本貿易振興機構(ジェトロ) 第12回対日直接投資に関する外資系企業の意識調査(2007年3月)

○ジェトロ調査によると、在日外資系企業のビジネス上の阻害要因としては、

- ・「人材確保の難しさ」
 - ・「製品に対するユーザーの要求水準の高さ」
 - ・「ビジネスコストの高さ(人件費、不動産、物流等)」
 - ・「日本市場の閉鎖性・特殊性(日本語社会、系列取引、流通経理、人的コネクション等)」
- の4項目が過半数の企業により指摘されている。ついで、規制・許認可、行政手続きの複雑さ等が挙げられている。

→制度・手続き面を含め包括的な経済改革の必要性が示唆される。

ビジネス上の阻害要因について



II 各種報告書等での指摘事項

対日投資促進策として、規制改革、M&A 促進策等を提言するものが多い。

税制が対内投資に与える影響も指摘されている。

OECD 「経済政策改革 “成長へ向けて” 2007 年版」

対内直接投資増加のため、

- ・ M&A 市場の完全開放
- ・ サービス業・ネットワーク産業（運輸、エネルギー、電気通信等）を中心とした製品市場の規制緩和等の投資障壁除去を提言

OECD 対日経済審査報告 2007 年

対内直接投資の環境改善のため以下を提言

- ・ M&A 市場を外国企業に完全に開放すること
三角合併の解禁や国内の M&A と同様の課税繰延を可能とすることなど
- ・ サービス部門やネットワーク産業における FDI の制限緩和
- ・ 生産物市場の規制改革の加速（特に医療、教育、運輸、電力及び専門サービス）
- ・ 正規労働者の雇用保護の緩和
- ・ 他に、貿易障壁や外国人労働への制限が対内直接投資を抑制しているとみられるとしている。

OECD 対日経済審査報告 2004 年

対内直接投資が低調な要因として以下を指摘

- ・ 外資規制
- ・ 相対的に高い実効限界税率と平均税率
- ・ 行政的な規制（公益事業、通信、金融、対事業所サービス、小売などの非製造業）

OECD 対日規制審査報告（2003年）

- 対内直接投資が低水準である理由として、以下を指摘
 - ・ 弱い経済成長
 - ・ 外資規制
 - ・ 対内直接投資に対する限界税率の高さ
 - ・ 三角合併の制限
 - ・ 行政による規制（公益事業、情報通信、金融、ビジネスサービス、小売などの非製造業に集中）
- このほか、競争政策の強化、市場開放、透明性と行政の簡素化、規制改革に関する機関の強化等規制改革に関係する全般的指摘

通商白書 2006

対内直接投資が低調な要因として以下を指摘

- ・ 我が国の立地優位性が十分でないこと（賃金等事業コストの高さ）
- ・ 参入障壁（医療・福祉、公共サービス等の規制緩和の遅れ）
- ・ 国内企業との激しい競争

平成16年度経済財政白書

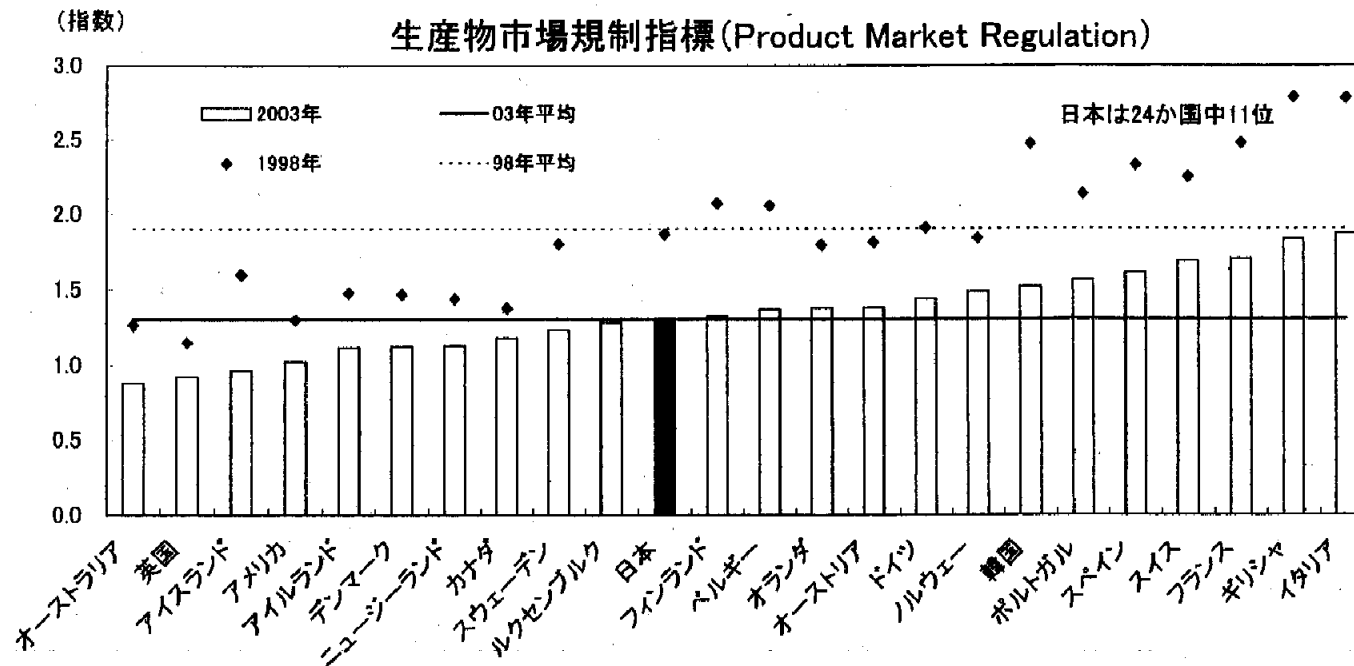
- ・ 対内直接投資に影響する要因としてマクロ経済状況、経済・社会インフラの整備状況、労働コスト、規制などを指摘。
- ・ 対内直接投資に関する規制については、近年まで日本の規制緩和は進捗が遅く、規制が強い国は日本を含め対内直接投資が低い傾向にあることを指摘。
- ・ 国際機関等の研究では、法人の税負担率が対内直接投資に影響を与えることが指摘されている

- このほか、日本経済の成長性の不足などが対内直接投資が低調な理由としてメディア等で指摘されている。

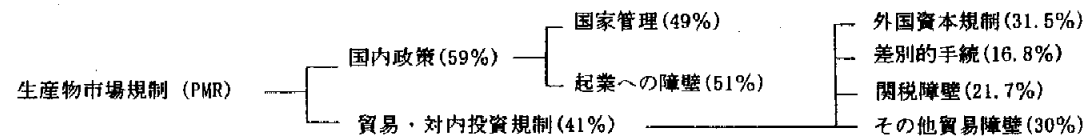
Ⅲ 規制関係・・・改革の余地がなお大きく、対日直接投資を抑制しているのではないか。

Ⅲ-1 生産物市場全体の規制指標(OECD)

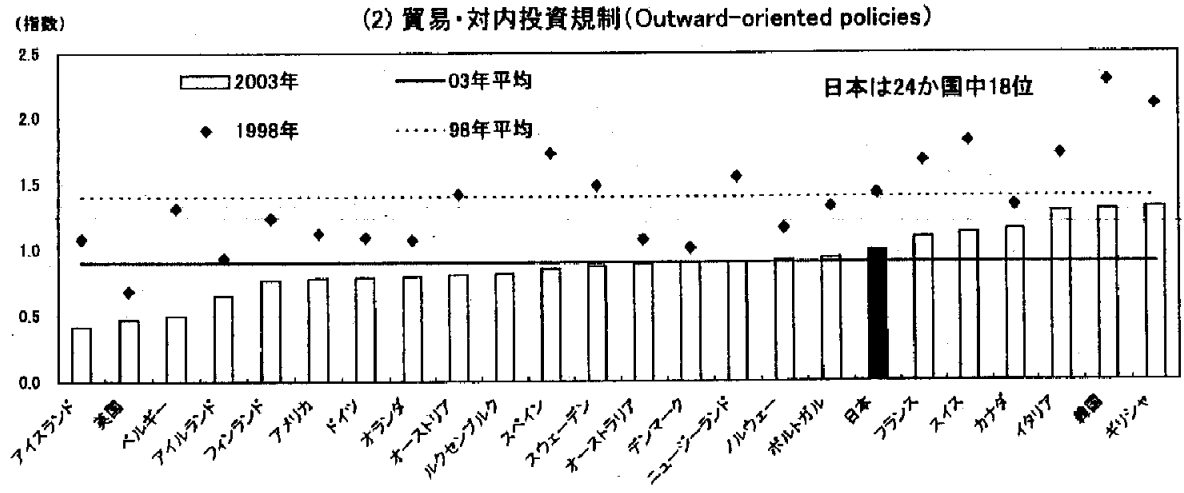
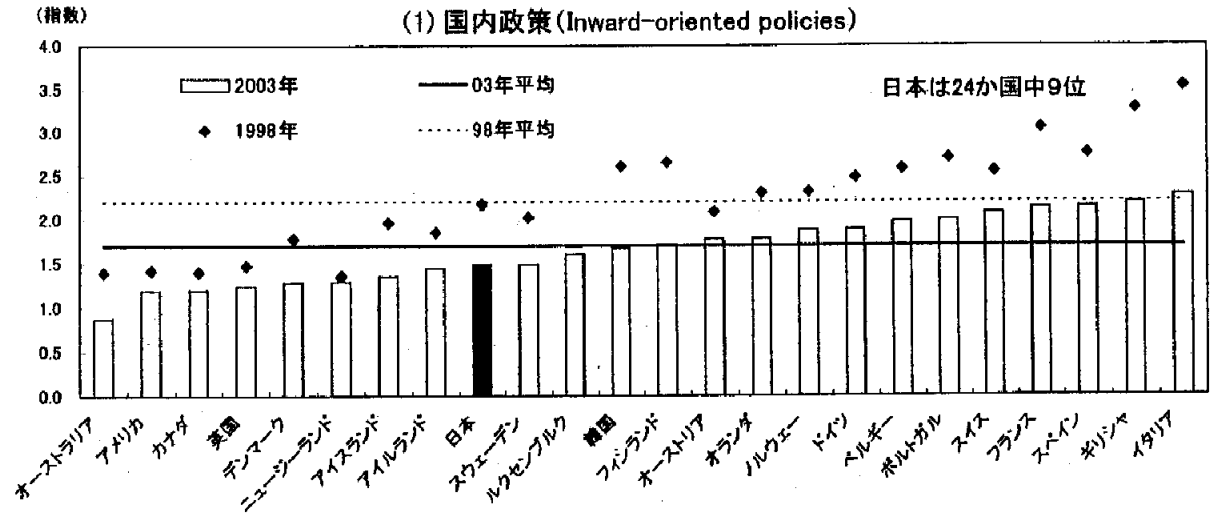
○わが国の生産物市場規制は、各国の平均程度に緩和されているが、英語圏諸国や北欧等の水準には依然として及ばない。



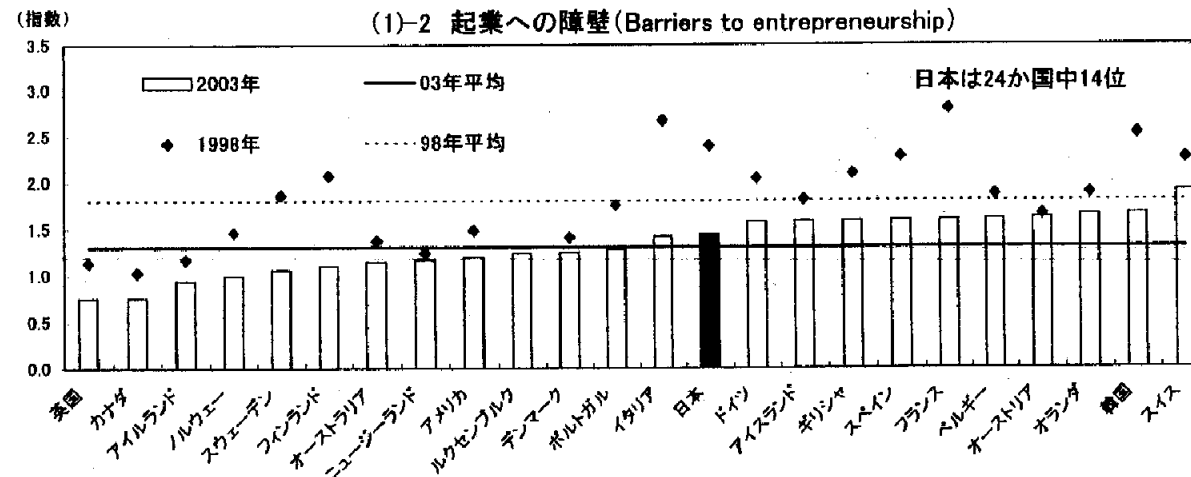
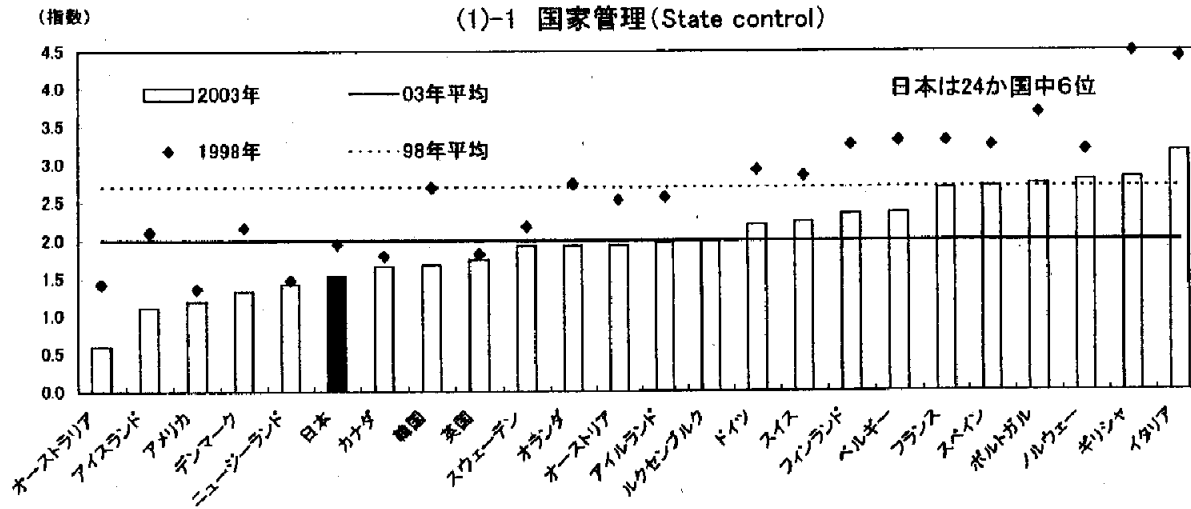
- (備考) 1. OECD "Productivity Database" より作成。
 2. ルクセンブルク、スロバキアは98年のデータがない。
 3. ここでは、OECD30か国から、チェコ、スロバキア、ポーランド、ハンガリー、トルコ、メキシコ及びデータがない国を除外した。
 4. 生産物市場規制は下図のような構成となっている。括弧内はウエイト。



○わが国は、国内に対する規制よりも国外に対する(貿易や対内直接投資)規制が強い。



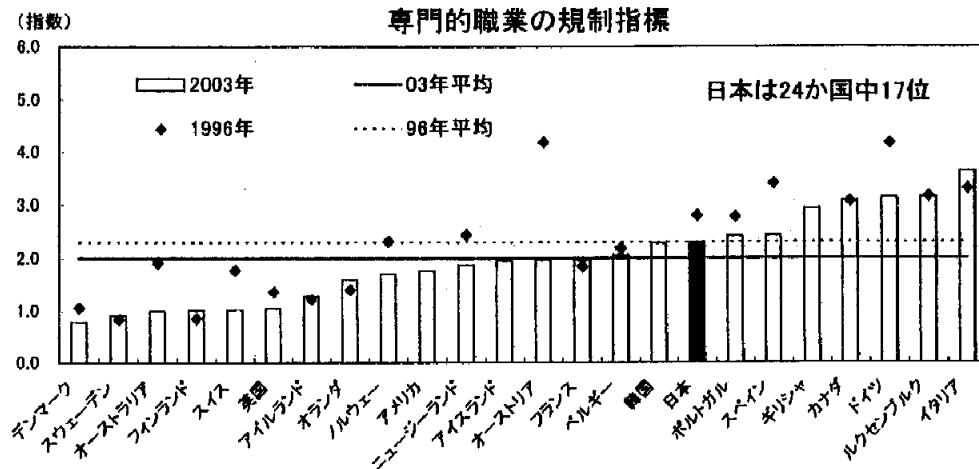
○国内政策の中では、特に起業への障壁(企業や個人事業主の事務的負担など)で改善の余地が大きい。



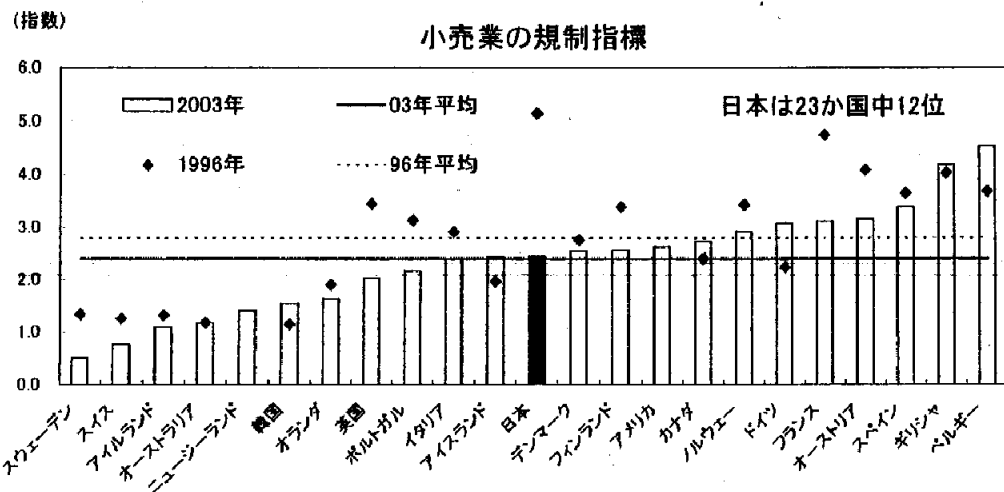
(備考) 起業への障壁指標は、許認可制度、手続の簡素さ、事務的負担、法的障壁、独占禁止法の適用除外などから構成される。

Ⅲ-2 産業別の規制指標

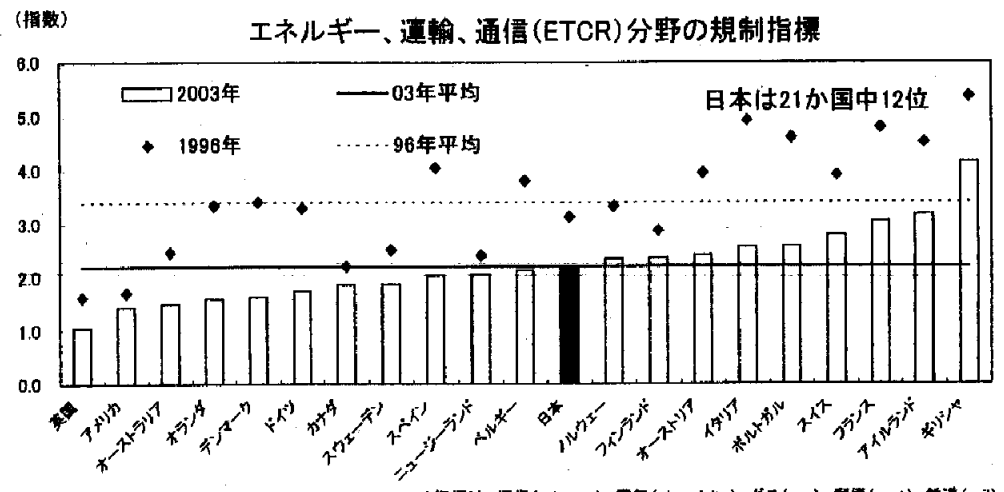
○非製造業では、近年の規制改革の成果もみられるが、総じて平均程度の水準であり、なお改善の余地がある。



(備考) 会計、建築、エンジニアリング、法律業務について、資格などの参入障壁と、広告などの業務上の規制等から構成されている。



(備考) 商業登記、資格、大規模店舗規制、既存店保護、開業時間規制、価格統制等から構成されている。

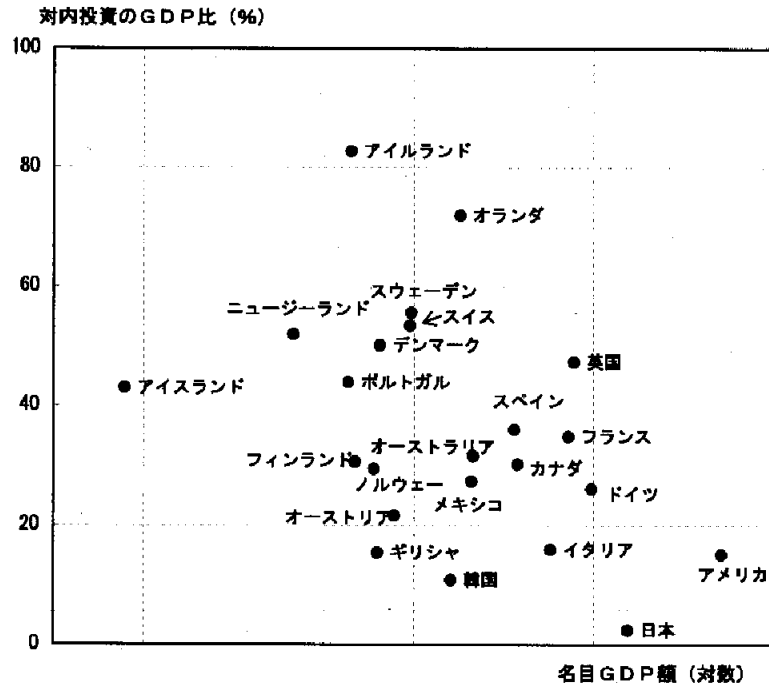


(備考) ETCR(Energy, Transport and Communications)指標は、通信(telecom)、電気(electricity)、ガス(gas)、郵便(post)、鉄道(rail)、空運(air passenger transport)、陸運(road transport)の7業種で構成されている。

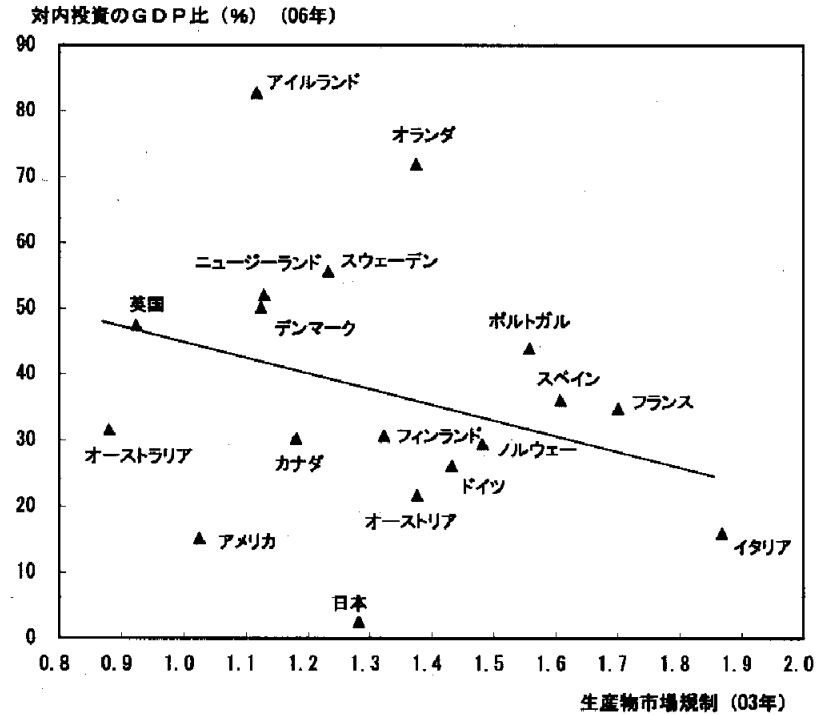
Ⅲ-3 対内直接投資と生産物市場規制

- 日本の対内直接投資(GDP比)は低い水準にとどまる。
- 対内直接投資と生産物市場規制の間には緩やかな相関がみられる。

対内直接投資残高のGDP比率(2006年)



対内直接投資(GDP比)生産物市場規制との関係



(備考) 1. OECD "Foreign Direct Investment Statistics database"、
"National Accounts database" より作成。
2. 主要先進国23か国のデータ。06年以外のデータの国は以下のとおり。
03年：韓国、04年：ノルウェー、05年：アイルランド、メキシコ、アメリカ

(備考) 1. OECD "Foreign Direct Investment Statistics Database"、
"International Regulation Database"、"National Accounts database" より作成。
2. なお、説明変数に名目GDP額を加えて回帰した場合の回帰直線式は以下のとおり。
(図中の直線)
 $y = -25.5829x - 0.0037z + 77.8771$ (y: 対内直接投資のGDP比、x: 生産市場規制、
(-1.5868) (-2.5127) (3.5089) z: 名目GDP額、()内はt値)
自由度修正済決定係数 (Adjusted R2) は「0.2476」。

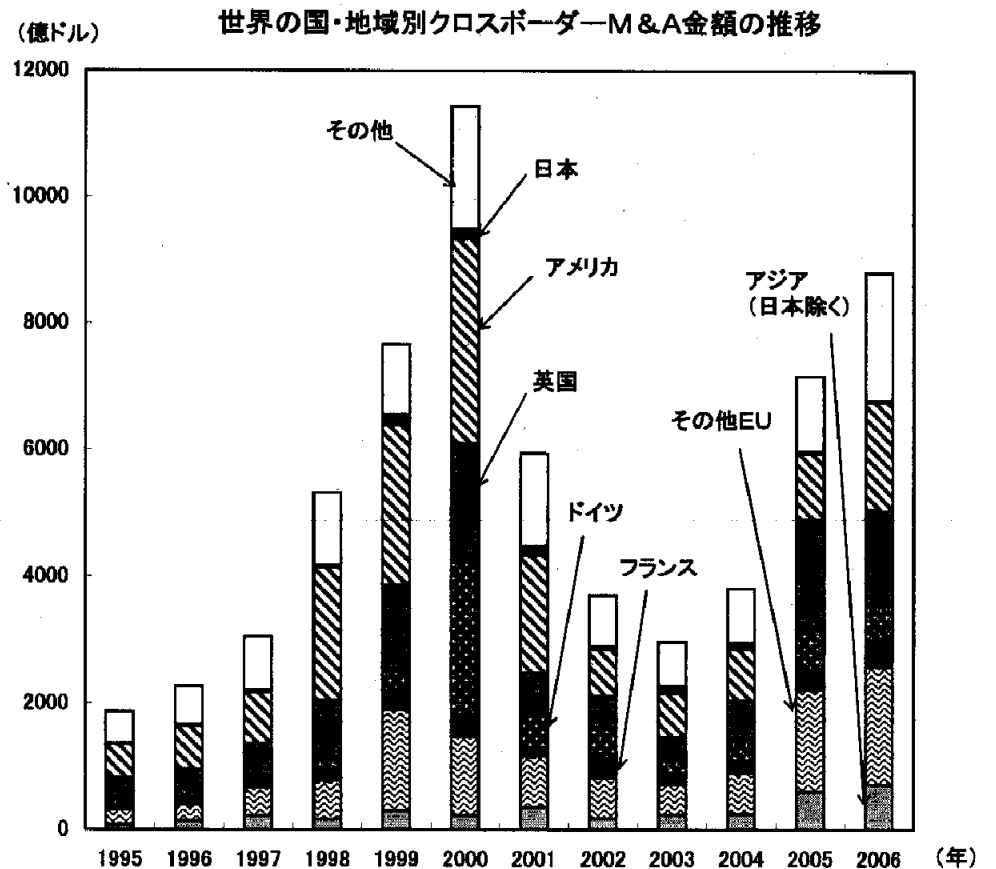
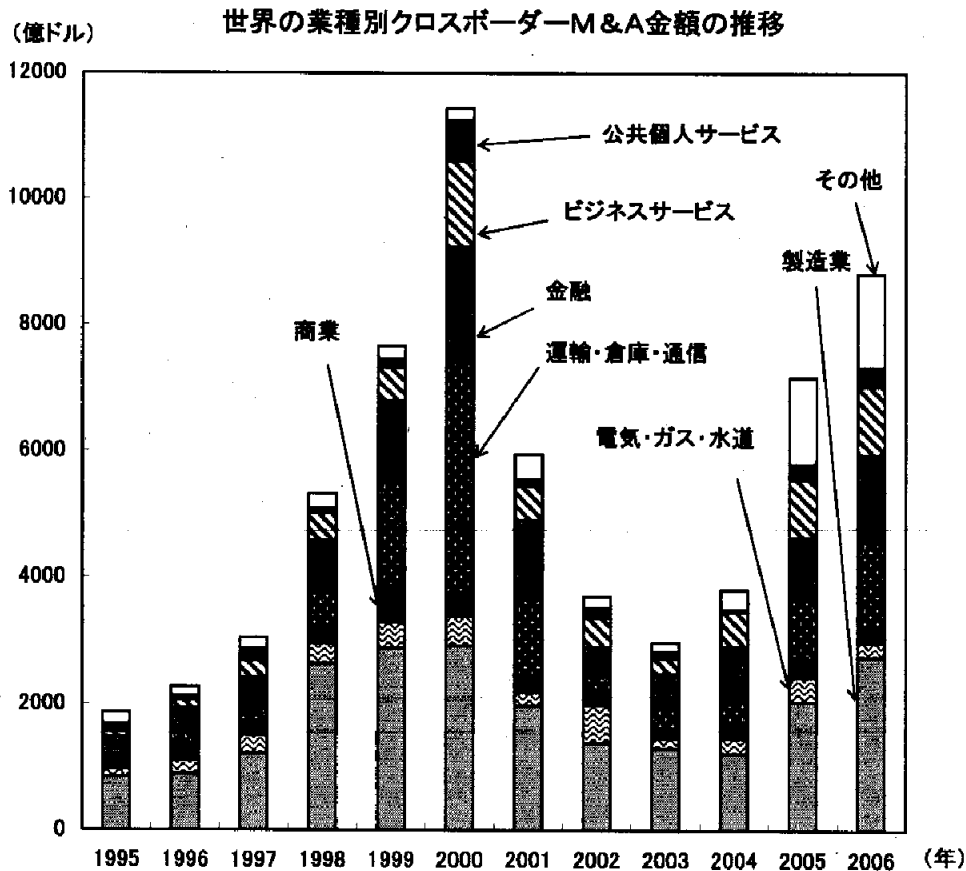
IV M&A関係・・・低水準のクロスボーダーM&Aが対日直接投資を小さくしているのではないか。

IV-1 クロスボーダーM&Aの推移

○世界の対内直接投資の多くをクロスボーダーM&Aが占める。

○業種別にみると、製造業、金融、運輸・倉庫・通信、ビジネスサービス等の分野におけるM&Aが大きな割合を占める。

○国・地域別にみると、アメリカや英国等の割合が大きい。日本は低い水準にとどまっている。



(備考) UNCTAD “World Investment report” より。

IV-2 わが国企業の M&A 活動の課題（内閣府経済社会総合研究所 M&A 研究会報告（06 年））

上記報告書では、我が国の M&A 全般の活性化を図っていく上での課題として以下を指摘している

- 1 企業経営： 経営トップのリーダーシップ、コーポレートガバナンスの確立等
- 2 企業価値： 企業価値の考え方、中小企業の市場価値の評価等
- 3 企業の支配権： 取締役の責任の範囲、IR の重要性等
- 4 敵対的買収への防衛策： ポイズン・ピル等についての各国間の考え方の相違等
- 5 M&A プロフェッショナル育成： プロフェッショナルの育成、人材市場の形成等
- 6 ヒューマン・キャピタル： 流動的な雇用環境への対応、人材市場の創設等
- 7 商法・会社法、税制及び証券取引法： 会社法への対応、繰延税制の適格要件等
- 8 地域活性化への活用： 中堅・中小企業や地域金融機関の課題等
- 9 クロスボーダー M&A・海外の法制度への対応
- 10 事業再生及び倒産法制： 早い段階から事業再生に着手できる枠組みづくり等
- 11 独占禁止法： 企業結合ガイドラインの不断の見直しや公表事例の充実等
- 12 会計基準： 各国会計基準との相違点（持分の会計処理等）

V 税制・・・M&Aとの関係を含め、税制上の要因も指摘されてきている。

- 1 国際機関等の研究では、法人の税負担や労働者に係る「税のくさび」（税及び社会保障負担）の大きさが対内直接投資を有意に抑制すると指摘されてきている。
- 2 M&A との関係では、M&A を行った企業の課税繰延の要件等が影響すると指摘されてきた（課税繰延の要件については、07年度税制改正で100%親会社の株式のみが対価として交付される場合には、現行の組織再編税制の枠組みに沿って課税繰延が可能となった。）。
- 3 租税協定の締結促進が対内直接投資促進に重要と指摘されている。
- 4 このほか、透明性等の問題があるとの指摘もみられる。